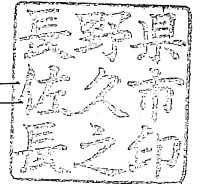




3 佐総第 3 0 2 号
令和 4 年 3 月 2 2 日

佐久市代表監査委員
佐々木 義明 様

佐久市長 柳田 清二



令和 3 年度定期監査等の監査結果に関する報告に対する対応について（通知）

令和 4 年 1 月 2 7 日付け、3 佐監第 4 4 号で提出のあったこのことについて、
別紙のとおり通知します。

総務部 総務課
(課長) 重 田
(担当) 井 出 (内線 4 2 3)

令和3年度定期監査報告等への対応一覧表

定期監査報告

1 「共通事項」

項目等	検討・改善事項、意見等	今後の対応・考え方等
(代表) 会計局 会計課	<p>(1) 収入及び支出の事務等について 収入及び支出の事務等に関して、財務規則等に則った事務を行うよう、全庁に徹底してください。</p>	<p>負担行為決議書の起票については、令和4年1月4日から、契約締結の起案にあわせて起票するよう全庁に周知し、実施しています。 すべての課で対応策を講じて進めており、契約課を通して締結する場合は、契約課で契約締結の起案後、担当課に「合議」で回った時に負担行為決議書を起票し、理事者決裁は契約課で行っています。 また、事前審査が必要となる契約については、会計課で起票されているか確認を行うなど、引き続き支出負担行為決議書の起票を徹底していきます。</p>
(代表) 総務部 総務課		<p>審議会等の報酬の支払いについては、昨年度、ご指摘された後、全庁に向けて改善策を徹底したところでしたが、本年度、再度ご指摘されたことを踏まえ、今回、具体的に該当する課等に対して、同じ誤りを繰り返さないよう理由の分析及び改善策の検討を求めたところです。合わせて、改めて、全庁に向けて、報酬の支給時期について、徹底を図っていきます。</p>

1 「共通事項」

項目等	検討・改善事項、意見等	今後の対応・考え方等
<p>(代表) 会計局 会計課</p>	<p>(1) 収入及び支出の事務等について 収入及び支出の事務等に関して、財務規則等に則った事務を行うよう、全庁に徹底してください。</p>	<p>コピー代等の領収書について全庁に調査をしたところ、50課中、4課が独自の書式を使用していました。 担当した職員が疑念を抱かれることのないよう、コピー代については、「コピーサービスの取扱いについて」に基づき、3連式財務納付書を使用するよう徹底しました。 また、コピー代以外についても、独自の書式による領収書は廃止し、3連式財務納付書を使用するよう改めます。 あわせて、「佐久市公金取扱マニュアル」の見直しを早急に行い、財務規則等に則った事務を行うよう徹底していきます。</p>

1 「共通事項」

項目等	検討・改善事項、意見等	今後の対応・考え方等
<p>(代表) 企画部 企画課</p>	<p>(2) 市が負担している負担金について それぞれの目的に応じ、市から各種団体等へ負担金が交付されています。その用途状況については、団体等からの事業報告書等により担当課で確認を行っているところですが、今回数件の報告書を確認した際、負担金が年間事業費を上回って交付されたものがありました。負担金の額の決定にあたっては、「佐久市負担金のあり方についての基本方針」に則り、担当課は事業報告書等により、事業費割合の確認、次年度繰越額との比較等内容の精査を行うなど、金額の妥当性について十分な検証を行ってください。</p>	<p>市が支出する負担金については、「佐久市負担金のあり方についての基本方針」により、支出の適正化を図っているところですが、改めて支出が合理的で金額が適正であったか、さらに用途は正当であったか等、各部課等において実施内容やその成果のチェックの徹底を図っていきます。 また、方針の周知徹底を行い、前年踏襲に基づく判断で支出されることのないよう、適切な運用に努めます。</p>
<p>(代表) 企画部 契約課</p>	<p>(3) シルバー人材センターへの随意契約に係る予定価格の算定について 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号では、地方公共団体の規則で定める手続きにより、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合の契約について、随意契約によることができるとしています。これにより各課においては、継続的に佐久シルバー人材センターへ業務委託を行っています。当該随意契約は高年齢者の就業機会確保を理由としており、市の利益のみを追求するものではありませんが、シルバー人材センターは民間事業者でもあることから、業務発注時における予定価格の算定にあっては、経済性の観点からも、他の民間事業者から見積を徴収するなど、委託金額が社会通念上適正であるか機会をとらえて検証することも必要であると考えます。</p>	<p>令和3年度において、シルバー人材センターへの業務委託は、50課中28課で行っていました。このうち各課から提出された報告書によると、委託金額の検証を行っている部署は11課となり、17課は行っていない状況でした。 なお、佐久市財務規則第119条第1項第6号(50万円未満)に該当することから、他社からの見積りが不要な案件もありました。 今後は、予定価格が50万円以上の業務委託について、他の業者から参考見積を徴収するなど、委託金額の妥当性の検証を関係課に周知します。また、令和4年度の契約に伴う各課の対応について、随時状況把握と確認をしていきます。</p>

2 「個別事項」

項目等	検討・改善事項、意見等	今後の対応・考え方等
<p>企画部 広報広聴課</p>	<p>(1) 市ホームページによる情報発信について 市ホームページ保守点検業務として毎月支払いがされている所ですが、市ホームページにおいて、関係資料の掲載に古い資料が添付されている事が多く見受けられます。情報発信については、市民が情報を得やすいよう、毎年時期を決めて担当課と広報広聴課による掲載内容の見直しを図り、市民への効率的かつ効果的な情報発信に努めてください。</p>	<p>市ホームページの掲載内容について、古い資料が掲載されたままにならないよう、各課等に周知、徹底を依頼し、毎年度見直しを実施します。 また、掲載時における掲載期間の設定を適正に行うよう周知徹底を図ります。 なお、審議会等の資料など過去の資料を掲載し、閲覧可能としているものについても同様に、適切な公開期間の設定と掲載内容の管理の徹底を図ります。</p>
<p>浅間総合病院 総務課</p>	<p>(1) 契約事務について 契約事務においては、業務内容に即した契約に努めてください。</p>	<p>ご指摘いただいた委託業務契約のほか、各種法令の遵守を徹底するとともに、業務内容の必要な見直しも実施していきます。</p>
<p>浅間総合病院 総務課</p>	<p>(2) 経費削減対策の「ワーキンググループ」について 新型コロナウイルス感染症の影響により、経営状況は減収傾向となっており経費削減も今まで以上に必要性が望まれます。経費削減対策として立ち上げたワーキンググループにおいて成果をまとめたことから、これを周知すると共に病院職員全員で共有し、今後もワーキンググループの活動を継続し、さらなる経費の削減に努めてください。</p>	<p>ワーキンググループにおいて取りまとめた各部門の経費削減対策の成果については、院内各部門の管理・監督職で構成されている病院運営会議を通じて院内各職場にフィードバックし、成功事例を共有したところであり、引き続き対策を実施していきます。 なお、今後予定されている「公立病院経営強化プラン」の策定を含め、令和4年4月に経営改革に向けた院内横断的な議論の場「経営改革委員会（仮称）」を設置し、ワーキンググループの機能を本委員会に集約する予定です。 また、経営状況の好転に向け、総務省が無償の経営アドバイザーの派遣事業を行う見込みであることから、これらも積極的に導入し赤字解消に努めていきます。</p>